



平成26年中

三重の少年非行

ダイジェスト版【確定値】

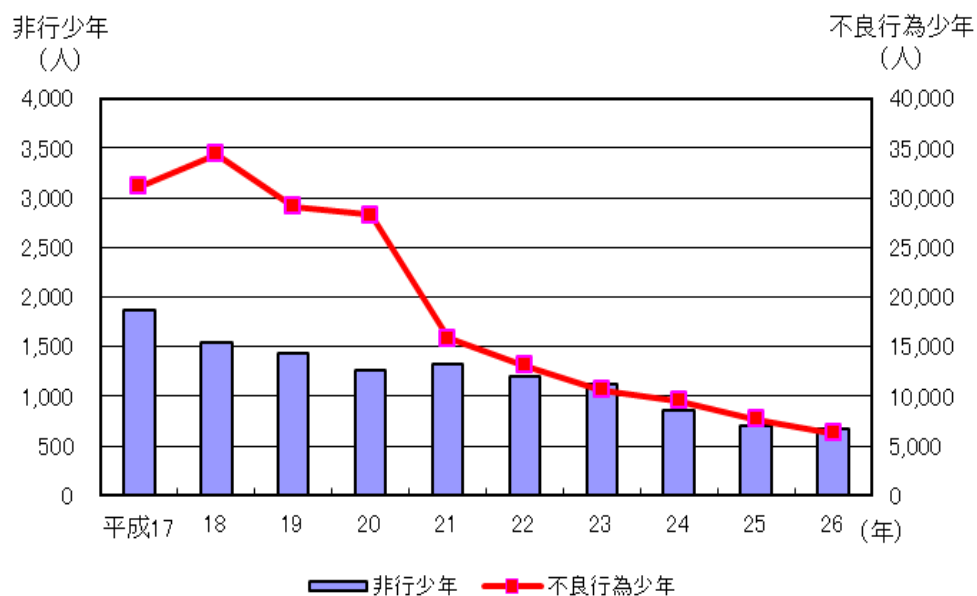
三重県警察本部

少年非行の概況

平成 26 年中に刑法や特別法に規定する罪を犯し、警察が検挙・補導した非行少年の総数は 668 人で、前年に比べ 37 人(5.2%)減少しました。

また、飲酒、喫煙などで補導した不良行為少年は 6,305 人で、前年に比べ 1,442 人(18.6%)減少しました。

【非行少年および不良行為少年の 10 年間の推移】



【少年非行の推移】

区分			年次	平成17	18	19	20	21	22	23	24	25	26
非行少年	刑法犯少年	犯罪少年	1,556	1,293	1,147	1,047	1,039	973	927	741	593	570	
		触法少年	258	181	197	139	194	139	123	47	32	35	
		小計	1,814	1,474	1,344	1,186	1,233	1,112	1,050	788	625	605	
	特別法犯少年	犯罪少年	53	54	77	68	71	84	61	58	74	62	
		触法少年	4	5	2	6	16	4	12	10	2	1	
		小計	57	59	79	74	87	88	73	68	76	63	
	ぐ犯少年		4	6	10	5	9	4	2	6	4	0	
	非行少年合計		1,875	1,539	1,433	1,265	1,329	1,204	1,125	862	705	668	
不良行為少年			31,142	34,386	29,121	28,271	15,874	13,147	10,627	9,548	7,747	6,305	

(注)・犯罪少年は、14歳以上20歳未満で、刑罰法令に規定する罪を犯した少年（道路交通関係法令に規定する罪を除く。）をいう。

・触法少年は、14歳未満で刑罰法令に触れる行為をした少年（交通に係る業務上過失致死傷等を除く。）をいう。

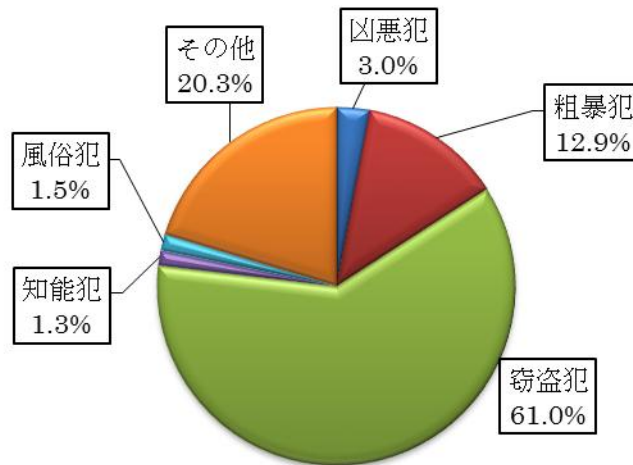
・ぐ犯少年は、保護者の正当な監督に服しない性癖があるなど、一定の事由があつて、その性格又は環境に照らして、将来、罪を犯し、又は刑罰法令に触れる行為をするおそれのある少年をいう。

刑法犯少年

刑法犯少年は、刑法に規定する罪を犯した犯罪少年（１４歳以上）及び触法少年（１４歳未満）のことをいいます。刑法犯には、殺人・強盗などの凶悪犯、暴行・傷害などの粗暴犯、万引き・オートバイ盗などの窃盗犯、詐欺・横領などの知能犯、わいせつ・賭博の風俗犯などがあります。

罪種別状況

罪種別では、窃盗犯が刑法犯全体の 61.0%を占めています。

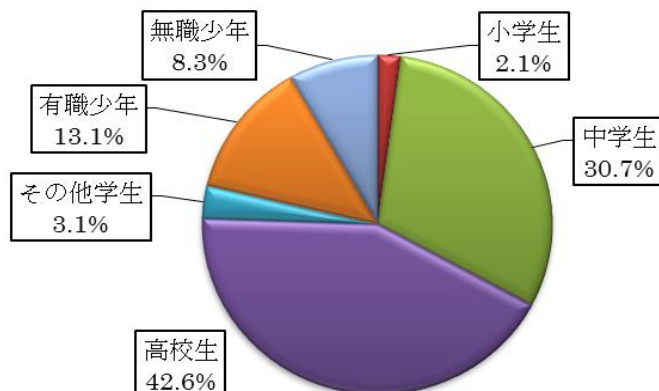


【罪種別状況】

罪種別		総数	凶悪犯	粗暴犯	窃盗犯	知能犯	風俗犯	その他
年次	平成 26 年	605	18	78	369	8	9	123
	構成比 (%)	-	3.0	12.9	61.0	1.3	1.5	20.3
年次	平成 25 年	625	6	67	411	4	7	130
	構成比 (%)	-	1.0	10.7	65.8	0.6	1.1	20.8
増減	人員	-20	12	11	-42	4	2	-7
	率 (%)	-3.2	200.0	16.4	-10.2	100.0	28.6	-5.4

学職別状況

学職別では、高校生が 42.6%、中学生が 30.7%で、合わせると全体の 73.3%を占めています。

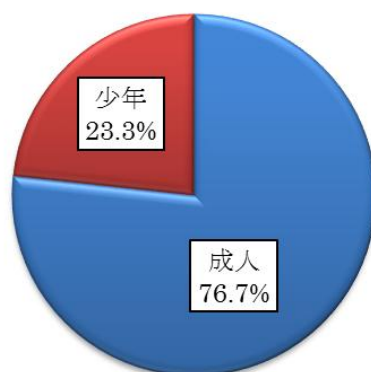


【学職別状況】

学職別		総数	未就学	学 生 ・ 児 童 生 徒					有職少年	無職少年
				小学生	中学生	高校生	その他学生	小計		
平 成 2 6 年		605		13	186	258	19	476	79	50
	構成比(%)	-		2.1	30.7	42.6	3.1	78.7	13.1	8.3
平 成 2 5 年		625		8	208	259	19	494	77	54
	構成比(%)	-		1.3	33.3	41.4	3.0	79.0	12.3	8.6
増 減 人 員		-20		5	-22	-1	0	-18	2	-4
	率 (%)	-3.2		62.5	-10.6	-0.4	0.0	-3.6	2.6	-7.4

全刑法犯検挙人員に占める刑法犯少年（犯罪少年）の割合

全刑法犯検挙人員に占める犯罪少年の割合は 22.9%で、昨年に比べ 1.3 ポイント減少した。



人口 1,000 人あたりの刑法犯少年（犯罪少年）検挙人員

【人口比】

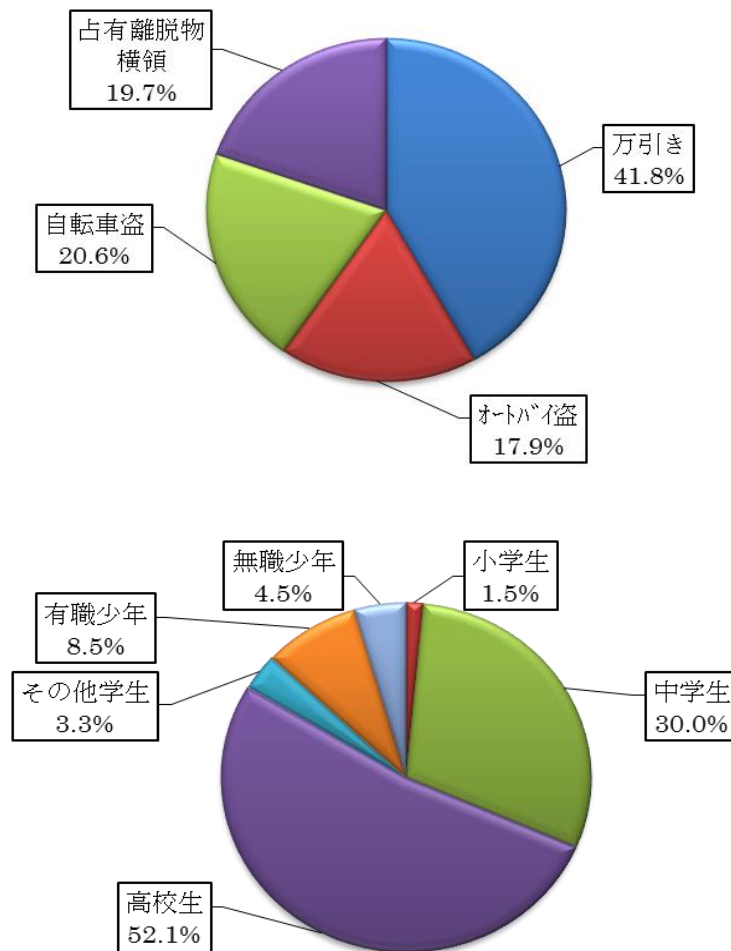
	刑法犯少年〔犯罪少年〕（人）	人口比（人）
三重県	570	5.2
全 国	48,383	6.7

※ 人口比は、三重県が平成 26 年版三重県統計書、全国が平成 26 年 4 月 15 日公表の総務省統計局のデータに基づき、推計人口を算出して計算したものの。

初発型非行の状況

初発型非行は、万引き、オートバイ盗、自転車盗及び占有離脱物横領（道路等に放置されている自転車などを自分のものにする。）をいい、動機が単純で、安易に行われやすい非行形態をいいます。これらで検挙・補導された少年が全体の 54.5%を占めています。

これらをきっかけに非行の程度が深まる危険性があり、少年を立ち直らせるためには、この段階で適切な指導を行うことが重要です。



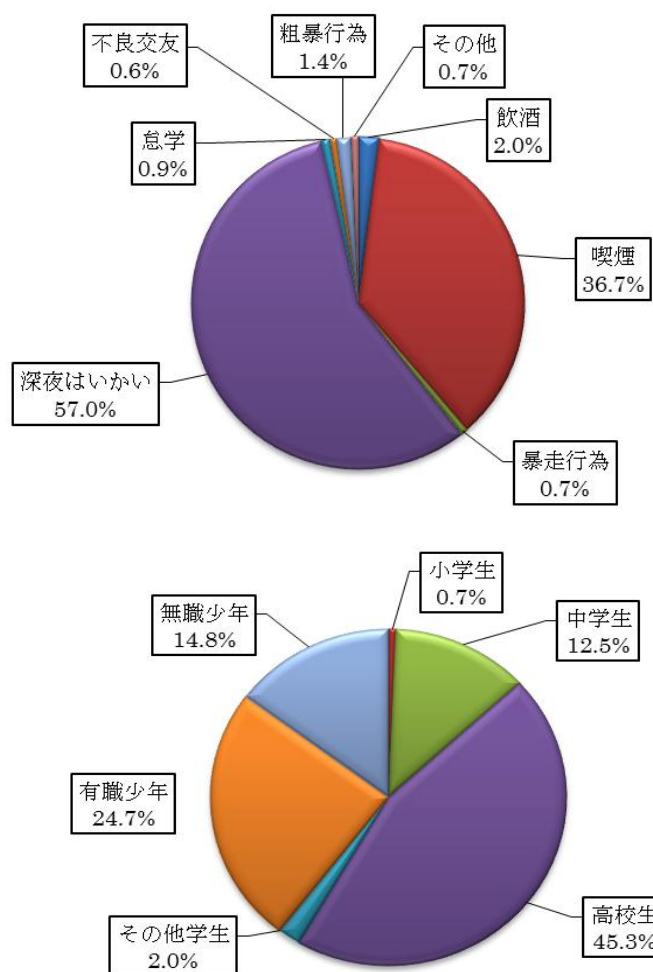
【初発型非行】

学職別 手口別	学職別 総数	学 生 ・ 児 童 生 徒					有職少年	無職少年	前年同期	増減数
		小学生	中学生	高校生	その他学生	小計				
万 引 き	138	2	45	64	4	115	18	5	168	-30
オ ー ト バ イ 盗	59		14	37		51	4	4	45	14
自 転 車 盗	68	3	19	39	2	63	2	3	79	-11
占有離脱物横領	65		21	32	5	58	4	3	82	-17
計	330	5	99	172	11	287	28	15	374	-44
前 年 同 期	374		130	181	13	324	24	26		
増 減 人 員	-44	5	-31	-9	-2	-37	4	-11		
率 (%)	-11.8		-23.8	-5.0	-15.4	-11.4	16.7	-42.3		

不良行為少年

不良行為少年は、刑法や特別法に規定する罪を犯した少年ではありませんが、飲酒、喫煙、深夜はいかい、その他自己又は他人の徳性を害する行為をしている少年をいいます。行為別にみると、喫煙と深夜はいかいで 93.7%を占めます。

これらの行為は、非行へつながる危険性があることから、警察ではボランティアの皆さんと協力するなど、街頭補導を通じて適切に指導する活動をしています。

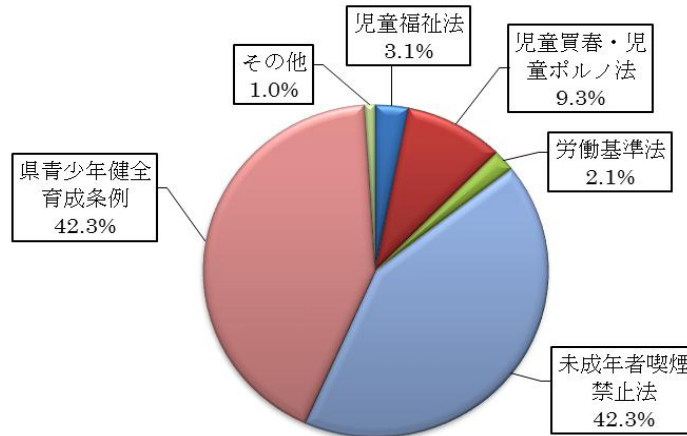


【不良行為少年】

行為別		総数	飲酒	喫煙	暴走行為	深夜はいかい	怠学	不良交友	粗暴行為	その他
年次	平成 26 年	6,305	126	2,316	45	3,594	54	39	87	44
	構成比 (%)	-	2.0	36.7	0.7	57.0	0.9	0.6	1.4	0.7
年次	平成 25 年	7,747	112	2,710	66	4,627	70	2	136	24
	構成比 (%)	-	1.4	35.0	0.9	59.7	0.9	0.0	1.8	0.3
増減	人員	-1,442	14	-394	-21	-1,033	-16	37	-49	20
	率 (%)	-18.6	12.5	-14.5	-31.8	-22.3	-22.9	1850.0	-36.0	83.3

福祉犯の被害少年

福祉犯とは、児童買春に係る犯罪、児童の心身に有害な影響を与える行為をさせる犯罪、その他少年の福祉を害する犯罪をいいます。福祉犯による被害少年の総数は 97 人で、前年に比べて 30 人(44.8%)増加しました。

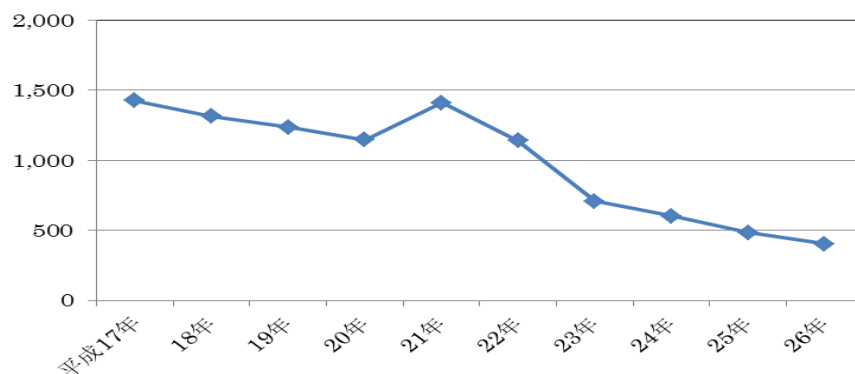


【福祉犯被害少年】

法令別		総数	児童福祉法	児童買春・児童ポルノ法	労働基準法	風営適正化法	毒物及び劇物取締法	覚せい剤取締法	未成年者喫煙禁止法	県青少年健全育成条例	その他
学職別	小学生	1							1		
	中学生	24	1	4	2				12	4	1
	高校生	47	1	3					19	24	
	その他	2		2							
有職少年		13							8	5	
無職少年		10	1						1	8	
総数		97	3	9	2	0			41	41	1
前年同期		67	1	7		6			15	35	3
増減	人員	30	2	2	2	-6			26	6	-2
	率(%)	44.8%	200.0%	28.6%		-100.0%			173.3%	17.1%	-66.7%

少年相談状況

警察で受理した少年に関する相談の受理状況です。



	平成17年	18年	19年	20年	21年	22年	23年	24年	25年	26年
受理件数	1,425	1,313	1,234	1,144	1,410	1,139	707	602	484	404